

「山と川のある町」アダプト・プログラム実施要綱

第1条（目的）

この要綱は、社会貢献に意欲・関心を持つ団体と行政が協働して、平鹿地域振興局建設部（以下「建設部」という。）が管理する道路・河川（以下「県管理道路・河川」という。）の美化・維持管理活動を行い、良好な道路・河川環境を作ることにより、地域の共有財産である道路・河川への愛着を深め、利用者のマナー向上を図ることを目的とするものです。

第2条（事業の内容）

建設部は、県管理道路・河川の一定区間において、清掃や除草などの美化・維持管理活動を定期的に行い、良好な道路・河川環境づくりに積極的に取り組む団体を協働パートナー団体として認定し、横手市と協力して必要な支援を行う「山と川のある町」アダプト・プログラム（以下「プログラム」という。）を実施します。

第3条（横手市への協力要請）

建設部は、プログラムの実施にあたって、活動により収集された一般ゴミの処分等への協力を横手市に要請します。

第4条（プログラム参加団体）

プログラムへの参加を希望する団体（以下「参加希望者」という。）は、参加希望の対象区間を管理する平鹿地域振興局建設部長（以下「建設部長」という。）に団体認定申込書（様式第1号。以下「認定申込書」という。）を提出します。

認定申込書を提出できる者は、県管理道路・河川において清掃、除草等の美化・維持管理活動を行い、又は行おうとする団体（民間企業を含む）を原則とします。

第5条（参加団体の活動）

道路については、原則として対象区間の100m以上の改良済区間若しくは歩道設置済区間又は緑地帯のある区間について道路の美化・維持管理活動を行うこととします。また、河川については、原則として対象区間の300m以上の堤防及び河川敷について河川の美化・維持活動を行うこととします。但し、対象区間において、複数の団体等が重複する場合は、対象区間や活動時期の調整を行うものとします。

参加団体は、年間2回以上の美化・維持管理活動を実施するものとします。

第6条（建設部の支援）

建設部は、参加団体の活動に対し、活動に要する資機材等の調整、ホームページにおいて活動内容等を一定期間掲載する等の情報発信を行うものとします。

第7条（協働パートナー団体の認定及び確認書の締結）

参加希望者から認定申込書を受理した建設部長は、当該参加希望者を審査のうえ、協働パートナー団体（以下「パートナー」という。）として認定します。

建設部長は、パートナーを認定したときは、パートナーに対し、団体認定証（様式第2号）を交付するとともに、速やかに『「山と川のある町」アダプト・プログラムに関する確認書』（以下「確認書」（様式第3号）という。）を締結します。

建設部長は、確認書を締結したときは、横手市に確認書の写しを送付するものとします。

第8条（表示板の設置）

建設部長は、パートナーの希望により、パートナー名等を記載した表示板を、対象区間内の道路・河川管理上支障のない位置に設置することができるものとします。但し、対象区間において、複数の団体等が重複する場合は、表示板の設置及び記載内容について調整を行うものとします。

第9条（傷害保険への加入）

パートナーは、パートナーの構成員が確認書に定めた作業中にけが等をした場合に対処するため、自ら傷害保険に加入するものとします。

第10条（助言と勧告）

建設部長は、横手市と協力し、パートナーの活動に対して必要な助言及び勧告ができるものとします。

第11条（活動計画）

パートナーは、「年間活動計画書」（様式第4号）により、活動計画を事前に建設部長へ提出するものとします。

第12条（活動報告）

パートナーは、「活動実績報告書」（様式第5号）により、活動実績を建設部長へ報告するものとします。

第13条（事故等の報告）

パートナーは、活動中に事故が起こった場合は、直ちに平鹿建設部に連絡するとともに、詳細について事故発生報告書（様式第6号）により建設部長に報告するものとします。

第14条（協定の解除）

建設部長は、パートナーが確認書変更・解除届（様式第7号）により、確認事項の変更（解除）を申し出たときは、確認事項を変更（解除）します。

また、パートナーに関係法令等に違反する行為があったとき又はパートナーとしてふさわしくない行為があったときは、予めパートナー及び横手市の意見を聴いた上でパートナーの認定を取り消し、確認事項を解除することがあります。この場合において、第8条の規定により設置した表示板は、撤去又はパートナー名称等の抹消を行います。

第15条（その他）

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

1. この要綱は、平成26年7月22日から施行します。
2. 平鹿地域アダプト・ロード・プログラム試行要領（平成22年3月10日施行）及び平鹿地域アダプト・リバー・プログラム試行要領（平成23年11月9日施行）は廃止します。